

令和 6 年度 普天間第二小学校スポーツ少年団規約

(本規約は令和 6 年 4 月 2 6 日より施行する)

1 スポーツ少年団の意義

スポーツ少年団(部活動)は、スポーツに親しみ、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、互いに励まし合い、協力する中で、友情を深め、フェアプレイの精神を学ぶ場となっている。

2 普天間第二小学校スポーツ少年団名

(1) 運動場使用の部活

①野球部 ②サッカー部

(2) 体育館使用のスポーツ少年団

①男子バスケットボール部 ②女子バスケットボール部 ③バレーボール部
④ハンドボール部 ⑤バトミントン部

3 活動について

スポーツ少年団は、帰宅後、参加することを原則とする。やむを得ず、学校待機とする児童がいる場合は、待機場所や過ごし方を指導し、各指導者が責任をもつ。

4 活動時間について

(1) 1日の活動時間は、平日では長くとも2時間以内、学校の休業日は、3時間以内とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的な活動を行う。なお、学校休業日における参加等により活動時間が長くなる場合は、児童の体調や健康状態に十分留意する。

【宜野湾市立学校の部活動等の在り方に関する方針(改訂版)令和4年7月】

(2) 平日活動時間

① 夏季 4月～11月(17:00～19:00:2時間)
② 冬季12月～3月(16:30～18:30:2時間)とする。

※活動時間は、各スポーツ少年団で調整し時間帯を決める。

(3) 休日活動時間(土曜日)

① 8:00～10:30(2時間30分)
② 10:30～13:00(2時間30分)
③ 13:00～15:30(2時間30分)
④ 15:30～18:00(2時間30分)

休日活動時間(日曜・祝日)

① 9:00～12:00(3時間)
② 12:00～15:00(3時間)
③ 15:00～18:00(3時間)

※活動時間は、各スポーツ少年団で調整し時間帯を決める。

5 休養日(活動休止日)について

(1) 週当たり3日以上、(平日に2日と週末のいずれか1日以上)の休業日を設ける。

【宜野湾市立学校の部活動等の在り方に関する方針(改訂版)令和4年7月】

(2) 県が定める、第3日曜日(家庭の日)を原則休養日とする。

(3) 学校閉庁日、(8月の第二 水曜・木曜・金曜)活動を休止とする。

(4) 旧盆の3日間は、活動を休止とする。

(5) 年末・年始(12/31～1/3)は、活動を休止とする。

(6) 入学式・卒業式前、行事前等、会場設営中は、体育館は使用できません。

6 学校施設使用許可申請書および学校備品借用について

- (1) 各スポーツ少年団は、次月の活動願いを20日までに申請書を事務室に提出し学校長に許可をとる。(許可を得た申請書は、事務室前受け取りBOXから3日後に受け取る)
- (2) PTAで購入した(カラーコーン等)備品を借用する際は、7日前までに借用書を提出する。

7 大会(練習試合)等について

- (1) 大会等を本校で開催したい場合は、20日前までに「学校施設許可申請書」を提出し、他のスポーツ少年団と事前に調整する。
- (2) 大会開催等で、駐車場を利用する際も「学校施設許可申請書」を提出する。
(職員が休日にも出勤しますので、校長・教頭・給食搬入口側は、車はとめないようご協力をお願いします)
- (3) **同月に2回以上、大会等の会場校にならないよう留意する。**
(他のスポーツ少年団活動の練習時間確保のため)

8 その他

- (1) 土曜日、日曜日の休日等の活動後は、十分な休息を取らせる。
※次の日の学校(学業)に影響(欠席)がないようにお願いします。
- (2) **大人(指導者や保護者)不在での練習および自主練習は行わない。**
- (3) 活動後は、運動場および体育館の清掃を行う。(トイレの保清にも努める)
- (4) 活動前後の買い食い、ゴミのポイ捨て等を行わないよう指導する。
- (5) 体育館・運動場等では、常に道具・用具の整理整頓を心がける。
- (6) 体育館舞台・ギャラリー等での練習は行わない。※舞台照明等があるため。
- (7) 活動で使用する施設・設備、備品の安全点検を行う。
- (8) 体育館の電気の消灯および施錠等は、(指導者又は保護者)が行う。
- (9) 大会等で駐車場を借用する場合は、駐車場誘導係をおき、安全を確保する。
- (10) 体育館前・運動場前・児童玄関前は、車の乗り入れをしない。
- (11) **活動中に出たゴミは持ち帰る。学校のゴミ箱は使わない。**
- (12) 大会等で他校が来校する際は、体育館・運動場、校舎周辺のゴミの片付け等を行う。
(他校の指導者や保護者へも呼びかけを行う。)
- (13) PTA作業を行っている時間帯は、活動を停止とする。
- (14) OB会等を行う際も、事前に「学校施設許可申請書」を提出する。
(校内で、ガスや火等を扱うことは、禁止とする)
- (15) **スポーツ少年団関係の駐車は、南門の駐車場を利用する。**
- (16) **トイレトーパー(消耗品)を、スポーツ少年団で準備し、管理・利用する。**

※ 部活動連絡会で確認した内容は、確実に保護者・関係者へ知らせる。